

# 酒々井町 自転車乗車用ヘルメット 購入費用を一部補助します



令和5年4月1日より、すべての自転車利用者に対して自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。

## 補助額上限

# 2,000円

## (購入費用の 2分の1)



### 対象者

町に住民登録（住民票）があり、次のすべてに該当する方

- 令和6年7月1日以降に購入した方
- 町税などの滞納がない方

### 申請期間

令和6年7月1日（月）から令和7年3月25日（火）まで

### 対象 ヘルメット

令和6年7月1日以降に購入した物で、SGマーク等の安全基準を満たした新品の自転車乗車用ヘルメット（1人1個1回限り）

### 申請方法

町ホームページから申請書兼請求書をダウンロードのうえ、必要書類を持参にて申請して下さい。

なお、町ホームページからダウンロードできない方は、くらし安全協働課の危機管理室にて申請書兼請求書を配布します。

・・・・・・・・・・申請に必要な書類・・・・・・・・・・

- ①申請書兼請求書
- ②ヘルメットの購入に係る費用の領収書その他支払の完了が確認できる書類の写し
- ③安全基準マークの確認ができるカタログ、パンフレット、説明書等の写し
- ④申請者の本人確認ができるマイナンバーカード、運転免許証、パスポート、保険証等の写し
- ⑤補助金の振込先口座が確認できる通帳又はキャッシュカードの写し

お問い合わせ

くらし安全協働課 危機管理室 ☎043-496-1171（内線216）